

川口市社会福祉施設整備工事検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市から補助金の交付を受けて社会福祉施設を整備する者その他の団体（設立準備会を含む。以下「事業者」という。）に対して行う社会福祉施設整備工事検査（以下「検査」という。）に関し必要な事項を定め、社会福祉施設の適正な整備を図ることを目的とする。

(対象施設)

第2条 検査の対象となる社会福祉施設は、事業者が、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業のうち、施設を必要とする事業を行う場合で当該事業の用に供する施設を創設、増築、改築又は修繕するに当たり、市からの補助金が5,000万円以上交付され、若しくは交付される見込みのあるとき、その他特に市長が必要と認める当該施設とする。

(検査の種別)

第3条 検査の種別は、設計審査、着工時検査、中間時検査及び完成時検査とする。

2 前項の検査のほか、必要に応じて別途検査を実施することができる。

(実施通知)

第4条 着工時検査、中間時検査及び完成時検査の実施に当たっては、事業者に対し、事前に検査の期日、検査担当者の氏名その他必要な事項を通知する。

(出席者)

第5条 検査の実施に当たっては、事業者又は検査に対応することができる役職員、設計事務所（工事監理者）及び工事施工業者等の出席を求める。

(検査調書)

第6条 検査は、別に定める社会福祉施設工事検査の手引き、社会福祉施設整備に関する進行管理表及び社会福祉施設整備工事検査調書により行うものとし、事業者から事前に提出を受けるものとする。

(検査方法等)

第7条 検査は、対象となる社会福祉施設において実施する。

2 検査の日数は、1施設につき、設計審査は2週間を標準とし、着工時検査、中間時検査及び完成時検査は検査種別ごとに1日とする。ただし、その規模又は内

容により、変更することができる。

(検査項目)

第8条 検査の項目は、次のとおりとする。

(1) 設計審査

- ア 関係法令等の適合状況
- イ 設計図面と設計内訳書との照合
- ウ 設計内訳書と数量調書との照合
- エ 積算根拠の確認（参考見積書、材料単価等）

(2) 着工時検査

- ア 工事施工業者及び設計事務所（工事監理者）の選定方法及び入札状況
- イ 工事施工業者及び下請業者の工事請負契約内容及び配置技術者
- ウ 設計事務所（工事監理者）及び協力事務所の委託契約内容及び配置技術者
- エ 補助金交付申請書と工事請負契約との照合
- オ 工事関係書類と施工状況
- カ 工事監理の状況
- キ 工事施工業者及び設計事務所（工事監理者）への支払状況
- ク 建設用地の購入（賃貸借）契約及び登記の状況
- ケ 建設資金の確保の状況
- コ その他必要な事項

(3) 中間時検査

- ア 工事施工業者及び下請業者の工事請負契約内容及び配置技術者の変更
- イ 設計事務所（工事監理者）及び協力事務所の委託契約内容及び配置技術者の変更
- ウ 工事請負契約後の補助金交付申請書との相違
- エ 工事関係書類と施工状況
- オ 工事内容の変更
- カ 工事監理の状況
- キ 工事施工業者及び設計事務所（工事監理者）への支払状況
- ク その他必要な事項

(4) 完成時検査

- ア 工事施工業者及び下請業者の工事請負契約内容及び配置技術者の変更
- イ 設計事務所（工事監理者）及び協力事務所の委託契約内容及び配置技術者の変更
- ウ 工事請負契約後の補助金交付申請書との相違
- エ 工事関係書類と施工状況
- オ 工事内容の変更
- カ 工事監理の状況
- キ 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）等に係る検査の状況
- ク 工事施工業者及び設計事務所（工事監理者）への支払状況
- ケ 備品購入業者の選定方法及び入札状況
- コ その他必要な事項

（結果の通知等）

第9条 着工時検査、中間時検査及び完成時検査の結果については、事業者に対し、文書により通知する。

2 着工時検査、中間時検査及び完成時検査に基づき改善を要する事項については、事業者に対し、文書により改善指導を行うとともに、所定の時期までに、その改善状況の報告を求めるものとする。

3 文書による改善指導事項に対する回答に疑義又は改善状況が不十分と認められる場合は、追指導その他の必要な指導を行う。

（関係機関との連携）

第10条 検査の重点事項及び実施計画の策定並びに検査の実施及び結果の処理に当たっては、関係機関との十分な連携のもとに行う。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。